

## 太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理

## 1 資源の現状

青森県から茨城県までの沖合海域で主に沖合底びき網漁業や小型機船底びき網漁業が利用している底魚類の一部については、資源が増加傾向にあるものの、その多くについては、依然として資源水準が低位であったり、減少傾向にある。

このことから、資源の減少や小型魚の漁獲割合の多いサメガレイ、ヤナギムシガレイ、キチジ、キアンコウを資源管理のための重要魚種と位置づけ、これら魚種の資源管理措置を実施することにより、青森県から茨城県までの太平洋北部沖合海域の底魚資源全体の底上げを図っていく必要がある。

これら4魚種の資源水準と動向は、以下の通り。

- (1) サメガレイ  
資源水準は低位であり、資源動向は横ばい。
- (2) キチジ  
資源水準は高位であり、資源動向は増加。
- (3) ヤナギムシガレイ  
資源水準は高位であり、資源動向は増加。
- (4) キアンコウ  
資源水準は中位であり、資源動向は増加。

## 2 関係漁業種類

次の漁業種類の漁業者が資源管理に参加。

- (1) サメガレイ、キチジ
  - ① 沖合底びき網漁業  
青森県太平洋地区、岩手県地区、宮城県地区、福島県地区、茨城県地区、千葉県地区
  - ② 小型機船底びき網漁業  
青森県太平洋海域
- (2) ヤナギムシガレイ、キアンコウ
  - ① 沖合底びき網漁業  
宮城県地区、福島県地区、茨城県地区、千葉県地区
  - ② 小型機船底びき網漁業  
茨城県、福島県※

※ 福島県については、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、操業が休止していることから、県の資源管理指針に基づく資源管理計画は、まだ作成されていないが、県管理指針の漁業種別資源管理には小型機船底びき網漁業に係る資源管理措置が記載されている。

## 3 資源管理の方向性（目標、期間等）

- (1) サメガレイ、キチジ  
サメガレイ資源は依然として資源水準が低位であること、キチジ資源は高位であるが、加入状況の改善が明確でないことから、保護区の設定や適切な漁獲により親魚量を増加させ、加入を促すことにより、資源の更なる増加を目標とする。  
また、設定する保護区では、サメガレイ、キチジのほかスケトウダラ、マダラ、イトヒキダラ等も漁獲されており、これら魚種に対する資源増大

効果も合わせて期待できる。

(2) ヤナギムシガレイ、キアンコウ

ヤナギムシガレイ資源は資源水準が高位であるが、過去に漁獲量が大きく減少した年代があること、キアンコウ資源は資源水準が中位であるが、小型魚の漁獲割合が高いことから、保護区の設定や漁具の改良によって若齢魚を保護することにより、資源水準の維持を目標とする。

また、これらの措置により、ヤナギムシガレイ、キアンコウのほかマダラ、カレイ類等に対する資源増大効果も合わせて期待できる。

4 資源管理措置

(1) 資源回復計画以前から実施していた措置

措置	内 容	関係漁業種類	資源回復計画の下での取組との関係
漁 具	グランドロープチェーンの重量規制 タイヤグラントの使用禁止 複葉型オッターボードの使用禁止	沖合底びき網漁業 (茨城県地区)、 小型機船底びき網漁業 (茨城県)	そのまま継承
休漁日	月1日接岸休漁、年末・年始、 ゴールデンウィーク中に休漁日を設定	沖合底びき網漁業 (岩手県地区)	そのまま継承
	地区ごとに設定	小型機船底びき網漁業 (茨城県、福島県※)	そのまま継承

(2) 資源回復計画で実施した措置

対象魚種	措 置	内 容	関係漁業種類	資源回復計画の下での取組との関係
サメガレイ、 キチジ	保護区の設定	主漁期に保護区を設定することにより親魚を保護	沖合底びき網漁業、 小型機船底びき網漁業 (青森県)	そのまま継承
	減船	資源状態を踏まえつつ必要に応じ適宜実施		そのまま継承
ヤナギムシガレイ、 キアンコウ	保護区の設定	小型魚の多獲時期に保護区を設定することにより若齢魚を保護	沖合底びき網漁業、 小型機船底びき網漁業 (茨城県、福島県※)	そのまま継承
	減船	資源状態を踏まえつつ必要に応じ適宜実施		そのまま継承
	漁具の改良	若齢魚を保護	沖合底びき網漁業 (千葉県地区)	そのまま継承

注) 資源回復計画の下で行われていた資源管理の取組は、全て引き続き実施されている。

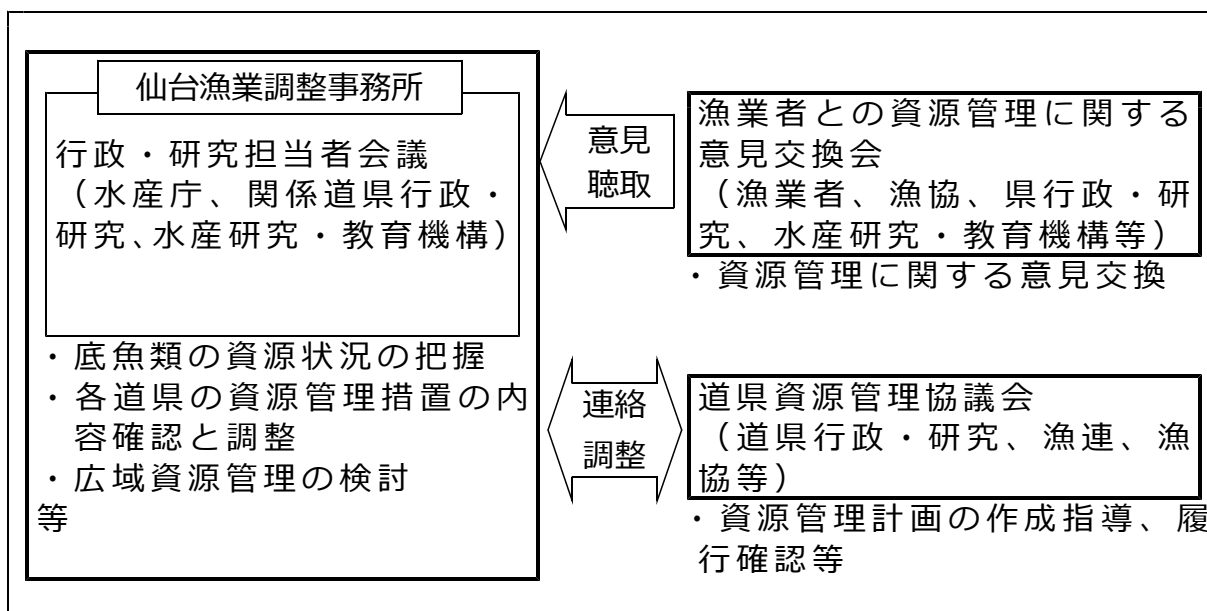
※ 福島県については、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、操業が休止していることから、県の資源管理指針に基づく資源管理計画は、まだ作成されていないが、県管理指針の漁業種類別資源管理における小型機船底びき網漁業には、当該資源管理措置が記載されている。

(3) 資源回復計画終了後に新たに実施した措置

措置	内 容	関係漁業種類
休漁	9月～翌6月までの間に計20日以上 の休漁を行う。(なお、原則、 毎月2日以上 の休漁を行うことに努める)	沖合底びき網漁業 (千葉県地区)
	1隻1月あたりの操業日数を24日間 までとする。	小型機船底びき網漁業 (青森県)

5 関係者による連携を図るための体制

下図の行政・研究担当者会議及び漁業者との意見交換を定期的  
に開催し、資源状況や漁獲状況について情報交換を行う。

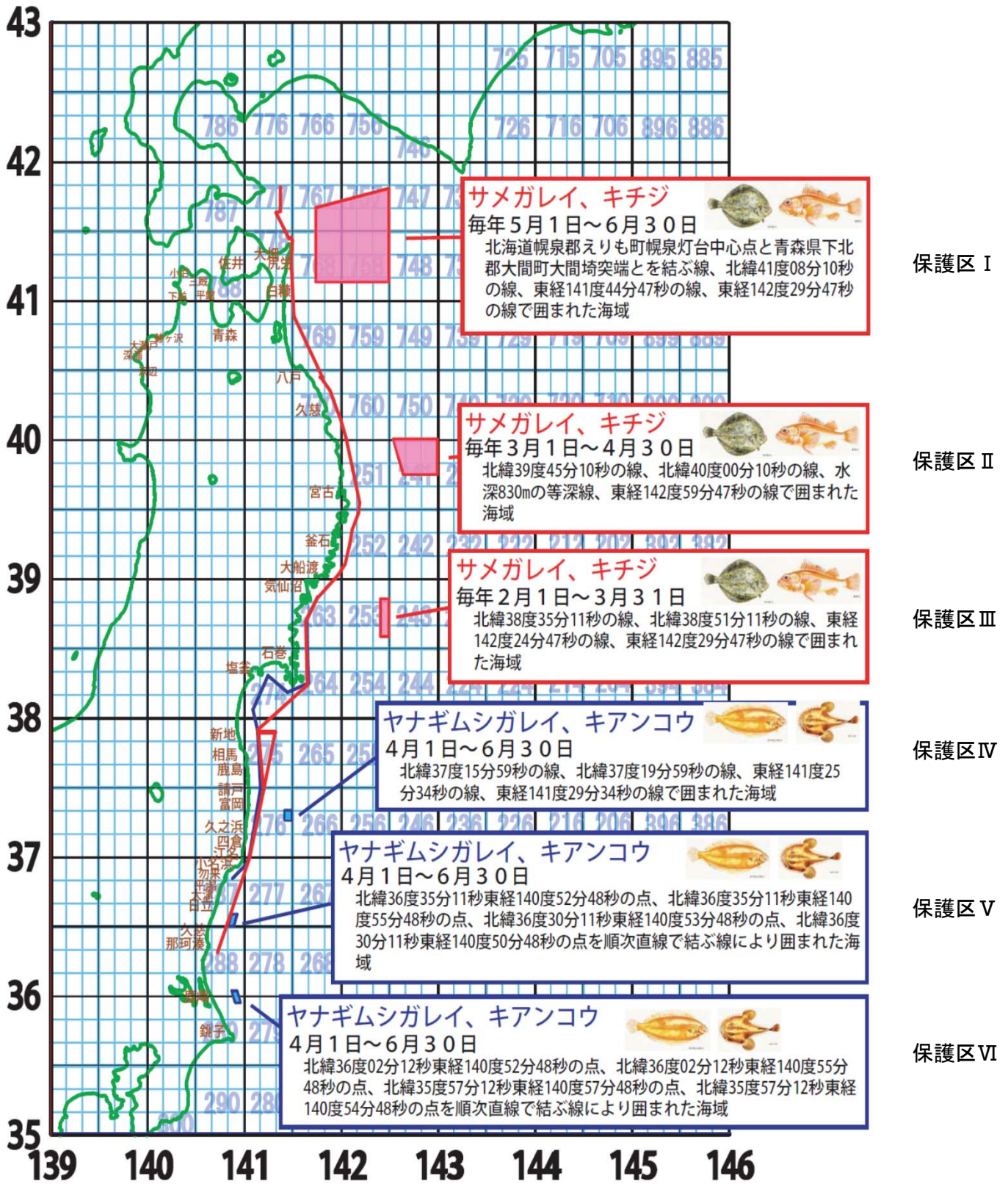


## 太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理に基づく平成29年の取組状況

資源管理計画に基づく自主的管理措置	対象魚種	海域	期間	関係漁業種類	H29の実施状況
(回復計画後に実施した措置) 休漁日の設定				沖合底びき網漁業 (千葉県所属船) 小型機船底びき網漁業 (青森県)	休漁日を設定する
(回復計画として実施した措置) ①保護区の設定	サメガレイ、 キチジ	【保護区Ⅰ】北海道岬町郡えりも町岬泉灯台中心点と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線、北緯41度08分10秒の線、東経141度44分47秒の線、東経142度29分47秒の線で囲まれた海域 【保護区Ⅱ】北緯39度45分10秒の線、北緯40度00分10秒の線、水深830mの等深線、東経142度59分47秒の線で囲まれた海域 【保護区Ⅲ】北緯38度35分11秒の線、北緯38度51分11秒の線、東経142度24分47秒の線、東経142度29分47秒の線で囲まれた海域 【保護区Ⅳ】北緯37度15分59秒の線、北緯37度19分59秒の線、東経141度25分34秒の線、東経141度29分34秒の線で囲まれた海域 【保護区Ⅴ】北緯36度35分11秒東経140度52分48秒の点、北緯36度35分11秒、東経140度55分48秒の点、北緯36度30分11秒東経140度53分48秒の点、北緯36度30分11秒東経140度50分48秒の点を順次直線で結ぶ線により囲まれた海域 【保護区Ⅵ】北緯36度02分12秒東経140度52分48秒の点、北緯36度02分12秒東経140度55分48秒の点、北緯35度57分12秒東経140度57分48秒の点、北緯35度57分12秒東経140度54分48秒の点を順次直線で結ぶ線により囲まれた海域	5/1～6/30 3/1～4/30 2/1～3/31 ※	沖合底びき網漁業、 小型機船底びき網漁業 (青森県)	左記の期間、海域に保護区を設定。 ※H24～H29は保護区Ⅲを解除した
②漁具の改良	ヤナギムシガレイ、キアコウ		4/1～6/30	沖合底びき網漁業、 小型機船底びき網漁業 (茨城県)	左記の期間、海域に保護区を設定。
(回復計画以前から実施していた措置) ①漁具の制限	ヤナギムシガレイ、キアコウ			沖合底びき網漁業 (千葉県所属船)	H17年度に資源回復等推進支援事業(漁具改良等支援事業)を活用して導入した改良網を継続使用(5隻)
②休漁日の設定				沖合底びき網漁業 (茨城県所属船) 小型機船底びき網漁業 (茨城県)	禁止漁具を使用しない。
				沖合底びき網漁業 (岩手県所属船) 小型機船底びき網漁業 (茨城県)	左記期間休漁を行う。
				沖合底びき網漁業 (茨城県)	地区ごとに休漁を行う。

漁獲努力量削減に関する公的担保措置	対象魚種	海域	期間	関係漁業種類	取組状況
TAE制度 (Total Allowable Effort) 「漁獲努力可能量」	サメガレイ	青森県沖合	5/1～6/30	沖合底びき網漁業	保護区の設定期間に合わせてTAE (漁獲努力可能量)の上限を設定した。
		岩手県沖合	3/1～4/30	沖合底びき網漁業	
		宮城県沖合～茨城県沖合	2/1～3/31	沖合底びき網漁業	
	青森県地先水面	5/1～6/30	小型機船底びき網漁業		
	福島県沖合～茨城県沖合	4/1～6/30	沖合底びき網漁業		
ヤナギムシガレイ	福島県地先水面～茨城県地先水面	4/1～6/30	小型機船底びき網漁業		

太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理における保護区の設定概念図

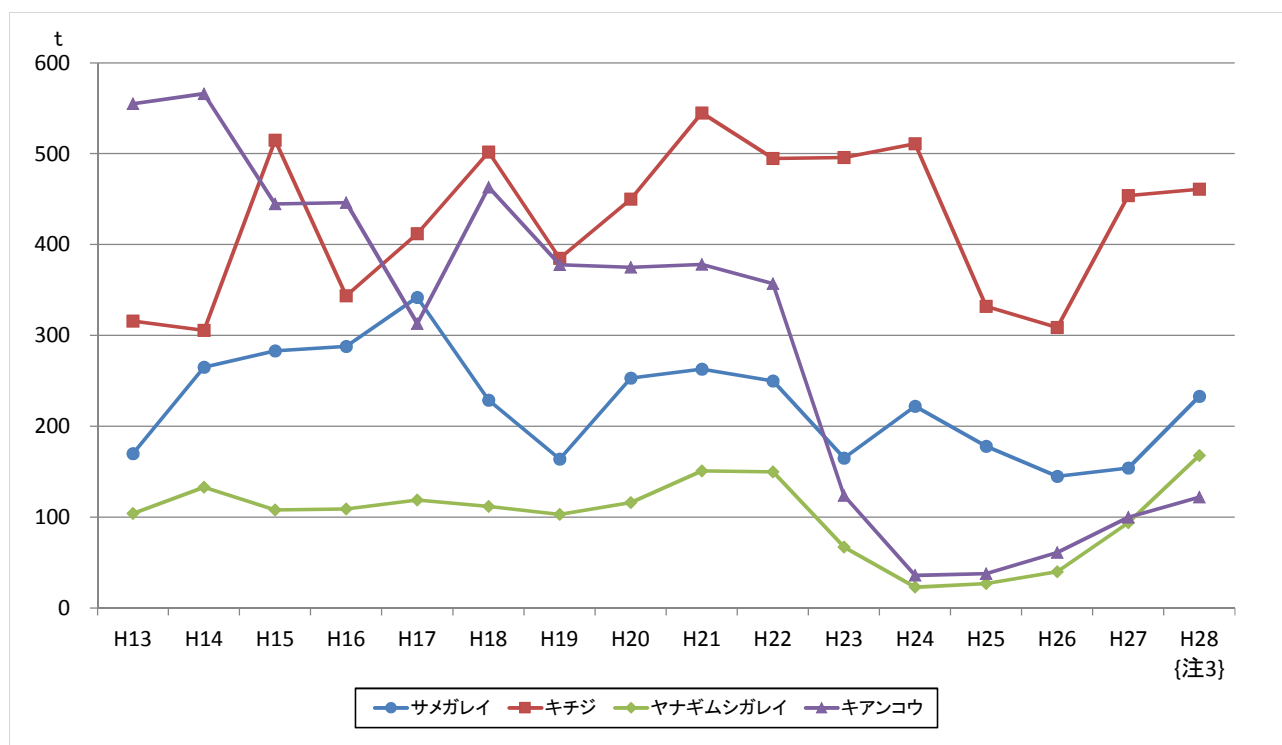


それぞれの期間中、当該海域での操業を行わない。

## 太平洋北部海域の資源管理に関する漁業者協議会等の開催実績 (平成28年11月以降)

開催年月日	会 議 名 等	参 加 者	内 容
H29.7.4	太平洋北部海域の資源管理に係る意見交換会 (宮城県近海底曳網漁業協同組合)	漁業者、漁協、県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	太平洋北部海域の資源管理の実施状況、太平洋北区における沖合主要資源の状況及び今後の資源管理に係る検討の状況等について
H29.7.19	太平洋北部海域の資源管理に係る意見交換会 (福島県機船底曳網漁業組合連合会)	漁業者、県漁連・漁協、全底連、県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	太平洋北部海域の資源管理の実施状況、太平洋北区における沖合主要資源の状況及び今後の資源管理に係る検討の状況等について
H29.7.20	太平洋北部海域の資源管理に係る意見交換会 (岩手県底曳網漁業協会)	漁業者、県漁協・漁協、県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	太平洋北部海域の資源管理の実施状況、太平洋北区における沖合主要資源の状況及び今後の資源管理に係る検討の状況等について
H29.8.2	太平洋北部海域の資源管理に係る意見交換会 (茨城県底曳網漁業協議会)	漁業者、漁協、共済組合、漁船保険組合、県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	太平洋北部海域の資源管理の実施状況、太平洋北区における沖合主要資源の状況及び今後の資源管理に係る検討の状況等について
H29.8.9	太平洋北部海域の資源管理に係る意見交換会 (宮城県沖合底びき網漁業協同組合)	漁業者、漁協、魚市場、県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	太平洋北部海域の資源管理の実施状況、太平洋北区における沖合主要資源の状況及び今後の資源管理に係る検討の状況等について
H29.8.23	太平洋北部海域の資源管理に係る意見交換会 (八戸機船漁業協同組合)	漁業者、漁協、全底連、県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	太平洋北部海域の資源管理の実施状況、太平洋北区における沖合主要資源の状況及び今後の資源管理に係る検討の状況等について
H29.8.23	太平洋北部海域の資源管理に係る意見交換会 (八戸みなと漁業協同組合)	漁業者、漁協、県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	太平洋北部海域の資源管理の実施状況、太平洋北区における沖合主要資源の状況及び今後の資源管理に係る検討の状況等について
H29.10.5	太平洋北部海域の資源管理に係る行政・研究担当者会議	道県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	「太平洋北部海域における広域的な資源管理魚種等に係る資源管理の状況等について」及び「太平洋北部海域における広域資源管理に関する報告」等

## 対象4魚種の漁獲量の推移



対象魚種 (水準・動向) {注1}	漁獲量 (単位: t) {注2}															
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28 {注3}
サメガレイ (低位・横ばい)	170	265	283	288	342	229	164	253	263	250	165	222	178	145	154	233
キチジ (高位・増加)	316	306	515	344	412	502	385	450	545	495	496	511	332	309	454	461
ヤナギムシガレイ (高位・増加)	104	133	108	109	119	112	103	116	151	150	67	23	28	40	94	168
キアンコウ (中位・増加)	555	566	445	446	313	463	378	375	378	357	124	36	38	61	100	122

注1：水準・動向は「H29年度漁業資源評価」による。

注2：漁獲量は沖合底びき網漁業を除く各県調べの漁獲量データに、沖合底びき網漁業の漁獲成績報告書のデータを加えたもの。

注3：H28年の漁獲データは暫定値である。